



【判断基準】 適正かつ確実に実施していない

A: 未実施である理由が、「やむを得ない」と判断されるとき。

- ・実施予定であったが、天候状況(台風等)が悪化し安全配慮上、中止し未実施となった場合。
- ・実施予定主催者が、不慮の事故等により中止し未実施となった場合。
- ・その他やむを得ないと判断される事情の場合。

B: 未実施である理由が、「適正な理由でない」と判断されるとき。

- ・未実施である理由が、故意と判断される場合等。

C: 改善命令後、未実施である場合。

- ・改善命令を行ったにも関わらず、実施していない場合。

1. 「活動状況の確認」について

(河川法・河川協力団体指定準則・河川協力団体指定の運用について)

【実施事項】

- ①審査会において、当該河川協力団体の活動状況の確認を行う。
- ②確認した結果については事務所長から局長へ報告するものとする。
なお、局長への報告は河川協力団体の指定後1年目及び5年ごととする。

【河川法】(監督等)

第五十八条の十 河川管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、河川協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 河川管理者は、河川協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、河川協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 河川管理者は、河川協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 河川管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

【河川協力団体指定準則】(活動状況の確認)

第10 河川管理者は、法第58条の10第1項の規定に基づき、河川協力団体に対し、年1回以上、活動の内容について報告させるものとする。

2 前項のほか、河川管理者は、法第58条の10第1項の規定に基づき、河川協力団体に対し、当該河川協力団体の活動の適正かつ確実な実施を確保するために必要な場合には、その活動内容について臨時の報告をさせることができる。

【河川協力団体の指定の運用について】(活動状況の確認)

第10 準則第10第1項及び第2項の報告は、地方整備局長等が、事務所等の長を通じ、行わせるものとする。

2 準則第10第1項の報告を踏まえ、河川協力団体の指定後1年目及び5年ごとに、審査会において当該河川協力団体の活動状況の確認を行い、事務所等の長は、その結果を地方整備局長等に報告するものとする。

3 準則第10第2項の臨時の報告を受けた事務所等の長は、必要に応じ、審査会において河川協力団体の活動状況の確認を行うことができるものとし、その結果を地方整備局長等に報告するものとする。

2. 「活動内容の改善」について

(河川法・河川協力団体指定準則・河川協力団体指定の運用について)

【実施事項】

- ①業務を適正かつ確実に実施していないと認めるかどうかの判断を行う。
- ②実施していないと認めるときは、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずる。
なお、改善すべき事項の命令は、地方整備局長等が行う。

【河川法】(監督等)

第五十八条の十 河川管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、河川協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 河川管理者は、河川協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、河川協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 河川管理者は、河川協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 河川管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

【河川協力団体指定準則】(活動内容の改善)

第11 河川管理者は、河川協力団体に対し、必要に応じ、活動実施計画書について、法第58条の10第2項の規定に基づき改善すべきことを命じ、又は法第58条の11の規定に基づき指導若しくは助言をすることができる。

2 河川管理者は、河川協力団体が、その活動を適正かつ確実に実施していないことが認められると判断した場合(指定後に第3に定める要件に適合しなくなったと認められる場合を含む。)には、法第58条の10第2項の規定に基づき、その活動の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

【河川協力団体の指定の運用について】(活動内容の改善等)

第11 準則第11第1項の命令又は指導若しくは助言及び準則第11第2項の命令は、地方整備局長等が行うものとする。

3. 「指定の取り消し」について

(河川法・河川協力団体指定準則・河川協力団体指定の運用について)

【実施事項】

(1) 指定の取り消し条件

- ①河川法第58条の10第2項の規定による命令違反の確認。
- ②詐欺その他不正の手段により河川協力団体の指定を受けたとき。
- ③当該河川協力団体の指定の取り消しの申請があった場合。

(2) 指定取り消しの実施事項

- ①指定の取消し、公示は地方整備局長等が行う。(指定の取り消しは「委員会」により決定)。
- ⑤通知は、事務所等の長が行う(書面にて通知)。

【河川法】(監督等)

第五十八条の十 河川管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、河川協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 河川管理者は、河川協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、河川協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 河川管理者は、河川協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 河川管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

【河川協力団体指定準則】(指定の取消し)

第13 河川管理者は、法第58条の10第3項に規定する場合のほか、河川協力団体が、詐欺その他不正の手段により河川協力団体の指定を受けたときは、当該指定を取り消すことができる。

2 河川管理者は、河川協力団体から当該河川協力団体の指定の取り消しの申請があった場合には、その指定を取り消すものとする。

3 河川管理者は、河川協力団体の指定を取り消した場合には、書面にて取消しの通知を行うものとする。

4 河川管理者は、第1項又は第2項の規定により河川協力団体の指定を取り消した場合には、その旨を公示するものとする。

【河川協力団体の指定の運用について】(指定の取り消し)

第13 事務所等の長は、河川協力団体が、法第58条の10第2項の規定による命令に違反し、又は詐欺その他不正の手段により河川協力団体の指定を受けたと認められるときは、地方整備局長等に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた地方整備局長等は、委員会の意見を聴き、法第58条の10第3項又は準則第13第1項の規定に基づき、河川協力団体の指定を取り消すことができる。

3 準則第13第2項の指定の取消しは、地方整備局長等が行うものとする。

4 準則第13第3項の通知は、事務所等の長が行うものとする。

5 準則第13第4項の公示は、地方整備局長等が行うものとする。

4. 審査会・委員会の所掌事項について

河川協力団体指定審査会設置要綱(各事務所)

【設置要領】(所掌事項)

第3条 審査会は、河川協力団体の指定に関し、以下の事項を行う。

- (1) 申請資格の確認及び審査。
- (2) 河川協力団体の活動状況の確認

【実施事項】活動状況の確認

- ① 審査会において、当該河川協力団体の活動状況の確認を行う。
- ② 業務を適正かつ確実に実施していないと認めるかどうかの判断を行うための情報提供をいただく。

関東地方整備局河川協力団体指定委員会設置要領(本局)

【設置要領】(所掌事項)

第3条 委員会は、河川協力団体の指定に関し、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 申請資格の確認及び審査の妥当性の確認
- (2) 河川協力団体の指定の取り消しの判断

【実施事項】

- ① 河川法第58条の10第2項の規定による命令違反の確認。
命令違反とは、審査会により「適正かつ確実に実施していない」と認められ、地方整備局長等が改善すべき事項を命じ、その事項が改善されていないと判断される場合とする。 ※判断基準も含め委員会に確認が必要。
- ② 詐欺その他不正の手段により河川協力団体の指定を受けたとき。
- ③ 当該河川協力団体の指定の取り消しの申請があった場合。